

介護老人保健施設涼風苑運営規程

通所リハビリテーション

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 介護老人保健施設涼風苑
- ・ 開設年月日 平成9年3月17日
- ・ 所在地 茨城県龍ヶ崎市貝原塚町3689番地
- ・ 電話番号 0297-63-0008 ・ FAX番号 0297-63-0018
- ・ 管理者名 横山 奈穂子
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0850880014)
- ・ サービス提供地域 龍ヶ崎市、取手市(旧藤代町)、牛久市、利根町、河内町、稲敷市(旧新利根町)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時、及び退所後の支援も行いますので、安心して退所していただけます。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設涼風苑の運営方針】

施設は前段の目的を達成するために次のことを方針として運営する。

- ① 龍ヶ崎市及び近隣市町村の要介護者等へ医療・保健・福祉の質の確保と向上に努めるとともに、家庭と病院との中間施設として適切な介護を行う。
- ② 施設では、利用者の自立を支援し、家庭に復帰させるだけでなく、通所リハビリテーション・短期入所療養介護などのサービス提供により、龍ヶ崎市および近隣市町村の在宅保健福祉サービスの拠点となるように努める。

(3)施設の職員体制及び業務内容

(通所利用者 30 名定員を基準とした場合の配置基準)

① 管理者(施設長)		1 名
② 医師		0.1 名以上
③ 看護職員	看護・介護あわせて	3名以上
④ 介護職員	看護・介護あわせて	3名以上
⑤ 支援相談員		必要に応じて
⑥ 理学療法士・作業療法士		0.34 名以上
⑦ 管理栄養士		必要に応じて
⑧ 歯科衛生士		必要に応じて
⑨ 事務員		必要に応じて

【業務内容】 職員の業務内容は、次の通りとする。

- ①施設管理者は、施設の業務を統括し、執行する。
- ②医師は、施設管理者の命を受け、利用者の健康管理および医療の処置に適切なる処置を講ずる。
- ③看護職員は、施設管理者の命を受け、利用者の保健衛生ならびに看護業務を行う。
- ④介護職員は、施設管理者の命を受け、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ⑤支援相談員は、施設管理者の命を受け、利用者等に介護相談業務を行う。
- ⑥理学療法士・作業療法士は、施設管理者の命を受け、利用者等に対する理学療法・作業療法業務を行う。
- ⑦管理栄養士は、施設管理者の命を受け、利用者等に適切な栄養指導を行う。
- ⑧歯科衛生士は、施設管理者の命を受け、利用者等に適切な口腔衛生指導等を行う。

各職員は協力体制をとりながら業務遂行にあたるものとする。

(4)通所定員 定員 30 名

(5)営業日・営業時間

営業日 : 月～土（祝日、年末年始は除く）
※年末年始の営業に関しては、事前に文書にて、お知らせ致します。

営業時間 : ①6 時間以上 7 時間未満(9:00 ～ 16:00)
②5 時間以上 6 時間未満
③4 時間以上 5 時間未満
④1 時間以上 2 時間未満
⑤2 時間以上 3 時間未満
⑥3 時間以上 4 時間未満

2. サービス概要

(1) ①通所リハビリテーションサービス計画の立案

②食事

昼食 12:00 ～ 13:00

尚、食費はご利用者のご負担とさせていただきます。

料金に関しては、別紙 1 に記載することとします。

③入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
居宅介護サービス計画書に基づき、提供いたします。ただし、利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合があります)

④医学的管理・看護

⑤介護・レクリエーション

⑥リハビリテーション(計画に基づいて実施します)

⑦栄養改善

⑧口腔機能向上

⑨相談援助サービス

⑩送迎の実地地域(龍ヶ崎市・牛久市)

(取手市・利根町・稲敷市・河内町については一部地域を除く)

⑪理美容サービス(2,700 円 / 1 回)

(2)送迎

①送迎の際は、運転手のほか介助者がつきそいお迎えにあがります。

②原則として、玄関の中までのお迎え・玄関の中までのお送りをいたします。身体的・

環境のご事情のある場合には、ご本人・ご家族と話し合いを行い、当施設で提供できる範囲内の送迎サービスを提供いたします。

- ③季節や天候により身体への影響も考えられますので、自宅内でお待ちください。
- ④送迎時間は交通事情、諸事情により多少前後する場合がございますので、ご了承ください。
- ⑤送迎職員が到着後、準備等が出来ていない場合には長時間の待機や送迎ができない場合がございます。
- ⑥ご家族等送迎により当事業所が送迎を行わない場合は基本サービス費より所定単位数を減算させていただきます。

円滑な送迎サービスを提供させていただくにあたり、ご利用者・ご家族のご協力を宜しくお願い致します。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関にご協力をいただいております。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人社団 常仁会 牛久愛和総合病院
- ・住所 茨城県牛久市猪子町396番地
- ・電話番号 029-873-3111

4. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先にご連絡します。
ただし、「同意書」の連絡先と異なる場合はあらかじめお申し出ください。

5. 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項

①他の医療機関への受診等について

通所リハビリテーション利用中には、他の医療機関への受診はできませんので、ご注意ください。通所リハビリテーション利用日以外若しくは、ご利用前か一度自宅に帰られてから受診して下さい。

②所持品

貴重品の持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず持ち込みを希望される

場合には、支援相談員にご相談ください。なお、利用者ご本人がお持ちの際の紛失に関しては、当施設では一切責任を持ちません。
また、ナイフ・はさみなどの刃物類も持ち込みは禁止されています。

③喫煙

苑内へのタバコおよびライターの持ち込みは禁止されています。

④その他

「同意書」の内容に変更が生じた場合(緊急連絡先の変更など)には、支援相談員までその旨を申し出て変更手続きを行ってください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方々に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情などの相談

当施設には相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。

(電話番号 0297-63-0008)

<責任者 事務長 伊藤 綾子>

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。